

令和5年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年5月30日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第8号 専決処分の報告について（パンク事故に係る損害賠償）
日程第5 報告第9号 令和4年度本巢市一般会計継続費繰越計算書について
日程第6 報告第10号 令和4年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7 報告第11号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第8 議案第40号 本巢市農業委員会委員の任命について
日程第9 議案第41号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第42号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
日程第11 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏝本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	久富和浩
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民環境部長	青木竜治
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人

林政部長 高井和之
教育委員会
事務局長 瀬川清泰

上下水道部長 谷口博文
会計管理者 川口直紀

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 大久保守康
議会書記 廣瀬知倫

議会書記 山本 憲
議会書記 後藤謙治

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから令和5年第3回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 鏑本規之君と14番 臼井悦子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの28日間とし、5月31日から6月11日、6月14日から6月25日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、報告させていただきます。

令和5年度中濃十市議会議長会が5月23日に羽島市において開催され、副議長と共に出席しましたので、報告をいたします。

会議は、令和4年度会務報告について、令和4年度会計決算について、令和5年度会計予算について、令和6年度の役員の選任について及び次期開催市を美濃市とすることについての議案が提出され、全ての議案について承認、賛成されました。

以上で会議について報告を終わります。

次に、予算決算委員会報告をお願いいたします。

委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきます。

令和5年5月15日、また16日の両日に委員13名と大西議長、そして随行説明員として久富副市長、企画財政課及び産業経済課2名の職員と共に先進的事業を調査するため、本巢市予算決算委員会の行政視察を行いました。その概要について御報告いたします。

初めに、5月15日、愛知県碧南市役所において、農産物のブランド化に至る経緯とPR方法について、碧南市経済部及び地元生産者により先進的事業例について御報告をいただいた後、委員各位より質問を行い、その後、地元生産者の農園にて現地視察を行いました。

翌16日、愛知県南知多町の日間賀島公民館において、漁業と融合した地域（観光）振興について、地元観光協会・漁業協同組合及び南知多町総務部・建設経済部の方により先進事業例等について御説明をいただいた後、委員各位より質問を行い、その後、島内の現地視察を行いました。

また、南知多町役場に表敬訪問をし、議長をはじめ町長・副町長以下、執行部も交えた交流会を行いました。

この2か所の行政視察において、委員各位が共感したことは、リスクを恐れずまずやる、よい物うまい物は値段が高くても売れるなどであります。大いに参考になったかと思えます。

継続していくためには利益が必要であり、本巢市にとっても農業は大切な産業の一つであることから、継続可能な農業にしていくためには利益向上心が大切であるということでもあります。やる気のある農業者育成のためにも、自分が作ったものを自分たちが売ることのできる場所を提供すべきと感じました。今後、執行部においてもよく考えていただきたいと思っております。

以上、予算決算委員会の報告といたします。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症へ引き下げられましたが、職員には、手洗いなどの手指衛生や換気を推奨し、高齢者などの重症化リスクの高い方や市民への感染を防ぐため、窓口等での対面による業務につきましてはマスクを着用し、感染防止に努めております。

一方、岐阜県によります毎日の新規感染者数の公表が終了いたしましたことに伴い、市のホームページによる市内の感染者情報の更新も終了といたしました。

毎日の公表は終了いたしました。岐阜県は、国から指定されました県内87の定点医療機関で新規感染者数を確認し、1週間に1回公表することにしました。これによりますと、5月8日から5月14日までの1週間当たりの新規感染者数は、1医療機関当たり平均で3.46人でしたが、5月15日

から5月21日までは4,74人と前週に比べて増加しております。

また、岐阜県は、より迅速で正確な感染動向の把握と監視体制を構築するため、県医師会と共に岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムを新設し、ホームページにて運用を開始しました。このシステムは、県内87の定点医療機関を含みます合計485の協力医療機関から、毎日、新規感染者の報告を受けまして、全県と5つの圏域別に協力医療機関1定点当たりの1週間の新規感染者数の合計値及び日ごとの新規感染者数の推移グラフを示すものでございます。

ただ、このシステムはまだ運用を開始したばかりですので、過去のデータとの直接の比較は困難であります。岐阜県によりますと、今後、より精密なデータが蓄積されることで、流行状況がさらに監視できるとのことでございます。

本市におきましても、感染者が増加傾向となった場合には、市民に感染防止対策に取り組んでいただくなど、岐阜県と連携しながら、これからも引き続き市民の皆様の命を守るための取組を行ってまいります。

こうした中、6月3日には本巣市花とほたる祭りを開催いたします。新型コロナウイルス感染症の影響により、やむなく3年連続で中止としておりましたが、4月26日に実行委員会が開催され、5類移行後の市の方針に基づき、アルコール消毒液の設置や体温計の設置など基本的な感染対策を行い、来場者や関係者の皆様の健康面や安全面に配慮した上で4年ぶりに開催することとなりました。

また、2月以降、岐阜県の感染状況に改善の兆しが見え始めたことから、3月11日と12日に国指定重要無形民俗文化財である真桑人形浄瑠璃が物部神社で、4月13日には同じく国指定重要無形民俗文化財である能郷の能・狂言が能郷白山神社で、感染拡大防止のため規模を縮小してでの開催ではございましたが、4年ぶりに上演され、訪れた観客から惜しみない拍手が送られていました。

こうして市民の皆様に久しぶりに喜んでいただき、にぎわいが取り戻せるイベントが開催できるようになりましたのも、実行委員会や保存会など関係者の皆様の御尽力のたまものであり、心より感謝を申し上げます。

今後も様々なイベントを予定しておりますので、市民の皆様に元気で笑顔あふれる日常を送ってもらえるよう、感染防止対策を講じた上での開催に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況でございます。

令和5年3月7日開催の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会での検討を受け、令和5年度のワクチン接種について、①予防接種法の位置づけは臨時特例接種のまま1年間延長すること。2つとして、接種対象者は5歳以上の全ての者とすること。3つ目として、接種のタイミングは、令和5年秋冬に1回とすること。ただし、重症化するリスクが高いとされる者及び医療従事者や介護施設従事者については、春・夏に1回追加すること。4つとして、初夏接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを使用すること。5つ目として、秋・冬の接種に使うワクチンは今後検討すること。などが3月9日開催の国の自治体説明会で示されており、その際、重症化するリスクが高いとされる者等に追加で春・夏に接種する体制は、令和5年春開始接種と名づけられ、

5月8日より開始するよう通達されております。

本市におきましても、この春開始接種の対象者である65歳以上の高齢者、5歳から64歳の基礎疾患を有する者、また医療従事者や介護従事者等の市民には4月から接種券を郵送し、5月8日より市内11の医療機関にてワクチン接種を開始しております。

令和4年9月から令和5年5月7日までのオミクロン株対応2価ワクチンを使用した令和4年秋開始接種では、1万4,568人の市民が接種し、そのうち65歳以上の高齢者は7,812人、接種率53.6%となっていることから、今回の春開始接種におきましても、65歳以上の人口の約80%、8,000人程度の市民が接種すると見込んでいます。

いずれにいたしましても、新型コロナワクチン接種につきましては、本年9月から12月の間に令和5年秋開始接種が実施される方針が既に示されており、かつ、国は65歳以上の高齢者や基礎疾患のある者は、春開始接種1回と秋開始接種1回の合計2回接種を勧めておりますので、今後も国や県の動向を注視しつつ、万全を期して予防接種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、（仮称）本巢PA周辺の工事としましては、本線部並びにPA部の盛土工事は早野地区側を除いて完了に至っております。令和5年度は残っている本線部早野地区の盛土や擁壁の工事を行いつつ、側道部を仕上げる工事が行われる予定であり、4月に対応工事の契約がされたとお聞きしております。

続きまして、（仮称）糸貫IC周辺の工事でございますが、盛土工事は完了しております。令和5年度は残っている調整池も含めた排水施設や、側道部の仕上げ工事が行われる予定であり、4月に対応工事の契約がされたとお聞きしております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、下部工工事では、橋梁の橋脚・橋台、計201基のうち、131基及び船来山のトンネル本体工事は完成しております。また、上部工工事では、各所で架設も進捗し、設備等工事も順調に契約が行われるなど、各種工事が着々と進んでおります。残りの工事につきましても、準備が整い次第、順次、工事発注をしていく予定であるとお聞きしております。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、公表されている工事のみとなりますが、岐阜国道事務所においては、現在のところ新規の発注予定はありませんが、工事の進捗次第では新たな発注を検討するとお聞きしております。また、中日本高速道路株式会社の発注分としましては、舗装工事2件、標識工事1件及び設備等工事6件の計9件の工事発注を予定しているとお聞きしております。いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるようにインターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告を申し上げます。

昨年9月に発注いたしました本巢市新庁舎建設工事につきましては、基礎工事、井戸工事等が最終の工程まで来ており、順調に進捗しております。なお、6月からは本庁舎棟の鉄骨建方へと進めてまいります。

4月末時点の進捗率は10.65%で、計画どおり進捗しており、今後も予定する工程に遅れが出ないよう適切な進捗管理を行ってまいります。

また、昨年3月に発注いたしました本巢市庁舎敷地造成工事（北工区）、本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）及び本巢市庁舎周辺道路整備工事は、それぞれ昨年度末をもって完成しております。

なお、本巢市庁舎周辺道路整備工事につきましては、舗装工を本年度において発注予定として進めております。

3月議会の行政報告におきまして、契約予定として報告させていただきました新庁舎外構工事でございますが、令和5年3月24日契約し、本工事に着手しており、庁舎建設と平行して着実に進めてまいります。また、新庁舎屋外トイレ設置工事につきましても、令和5年3月27日に契約し、本工事に着手しているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第8号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、報告第8号 専決処分の報告について（パンク事故に係る損害賠償）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第8号 専決処分の報告について（パンク事故に係る損害賠償）でございます。

令和5年3月25日に本巢市早野地内の市道西部連絡道路線において発生したパンク事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第8号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、報告第8号 専決処分の報告について補足説明をいたします。

お手数ですが、議案書2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思ひます。

1の相手方は、本巢市見延1269番地2の高崎政仁氏です。

2の事故の概要としましては、令和5年3月25日土曜日午後1時頃、市道西部連絡道路線、本巢市役所新庁舎建設予定地付近を南進中、右後輪に金属片が刺さり、パンクしたものであります。

3の和解の内容としましては、損害賠償金を支払い、市及び相手方は、本件事故に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認しております。

4の損害賠償金額は4,950円、ただし、賠償金につきましては全国町村会総合賠償補償保険により対応するものです。

5の過失割合につきましては、事故発生時が雨天であったことから、相手方は金属片を容易に確認することができず、また事故発生前には本市への通報もなく、金属片の除去は困難であると判断し、全国町村会総合賠償補償保険の幹事保険会社の専門的な判例の分析により、過失割合は市側5割となりました。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で報告第8号の報告を終わります。

日程第5 報告第9号から日程第7 報告第11号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、報告第9号 令和4年度本巢市一般会計継続費繰越計算書についてから日程第7、報告第11号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第9号 令和4年度本巢市一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

令和4年度に設定した庁舎建設事業及び弾正幼稚園整備事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告させていただくものでございます。

次に、報告第10号 令和4年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

次に、報告第11号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

以上、詳細につきまして、報告第9号及び第10号は企画部長から、報告第11号は産業建設部長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第9号及び報告第10号の補足説明を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、報告第9号 令和4年度本巢市一般会計継続費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案の4ページをお開き願います。

令和4年度一般会計当初予算で継続費の設定及び昨年6月の一般会計補正予算（第3号）、本年3月の一般会計補正予算（第11号）における継続費の変更をお願いしました事業につきまして、遞次繰越及びその財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づきまして継続費繰越計算書を調製し、御報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第10号 令和4年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

こちらは議案の6ページをお開き願います。

本年3月の令和4年度一般会計補正予算（第11号）におきまして、繰越明許費の設定をお願いいたしました10の事業につきまして、それぞれの繰越額及びその財源が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして繰越明許費繰越計算書を調製し、御報告をさせていただきます。

いずれの事業につきましても年度内の完了が困難となり、繰越しをさせていただくものでございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、補正予算におきまして、それぞれの繰越しの限度額として設定をさせていただきました額でございます。また、その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和5年度に繰越しをいたしました額でございます。さらにその右側は繰越額の財源内訳でございます。

今回、繰越しをさせていただきました翌年度繰越額は、合計をいたしますと14億1,439万5,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第11号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、報告第11号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をさせていただきます。

議案書の8ページをお開き願います。

本年3月の令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）におきまして、繰越明許費の設定をお願いいたしました温井地区企業用地造成事業及び浅木地区企業用地造成事業につきまして、繰越額及びその財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして繰越明許費繰越計算書を御報告させていただくものでございます。

いずれの事業につきましても年度内の完了が困難となり、繰越しをさせていただいたものでございます。

この金額につきましては、補正予算におきまして繰越しの限度額として設定をさせていただきました額でございます。その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和5年度に繰越しをいたしました額でございます。限度額として設定した額と同額となっております。さらにその右側の繰越額の財源内訳は一般財源でございます。

今回、繰越しをいたしました翌年度繰越額を合計いたしますと、1億3,399万1,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第8 議案第40号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第40号 本巢市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第40号 本巢市農業委員会委員の任命についてでございます。

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日に満了となることから、農業委員会の委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

本案については、19人について議会の同意が求められております。審議は1人ずつ、順次、質疑、討論、採決を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより後藤壽太郎君に……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

個人一人一人の審議の前に質疑ということが記載されておりますので、質問をしたいことがありますので、よろしく願います。

○議長（大西徳三郎君）

今、私のあれが中途半端であったということであります。

先ほども言いましたように、これより後藤壽太郎君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

どうも違うようでありまして、後藤壽太郎委員に対しての質疑ではないことで質疑をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

今回、農業委員会の任命について、この19名に対しての任命について、執行部としては任命する以上、何かの条件、またルールの中で19名が定められたのか、どういうふうの形で定められたのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高木産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えさせていただきます。

今回のこの19名の任命につきましては、農業委員会等に関する法律、これに基づきまして今回上程のほうをさせていただいております。

この中の第9条の中におきまして、市町村長は、この任命をしようとする場合は、農業者、もしくは農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとするものを募集しなければならないということで、今回募集のほうをさせていただいております。その中の第9条第3項の中で、この任命に当たっては、先ほど言いました第1項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならないということであつたわけでありますので、今回この推薦、もしくは募集があつたということで、今回19名ということで応募がございましたので、19名を今回上程させていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

この19名の中に認定農業者という者が6名いると聞いております。この6名においては、農業の

ことについて認定されているということで、農業従事者であるということは間違いのない事実なんであります。この方において、非常に真面目にということか、お米を作るときにおいても、またあぜの管理においても、またそれに準ずる土地においても、草刈り等々非常に小まめにやっていただいている業者もおられます。

けれども、この今言われる今回農業者として推薦されている中においては、非常にそういうことについて評判の悪い方もおられます。地域においては、分かりやすいことを言うと1反につき農業用水を入れる入り口が何か所と定められているのにも関わらず、自分の勝手に3か所も4か所も水を入れる水路を造ったことによって、下の畑に、田んぼに水が行かないという苦情が来ている。そういう認定農業者もおられますし、また米を作っているのか、麦を作っているのか、草を作っているのかよく分からなような認定農業者もおられます。

今回、6名の農業認定者が候補者として上がっておるわけでありましてけれども、この上がっている候補者の中においても非常に評判の悪い候補者が複数おられます。このことについて、提案する執行部においては、何らかの形で聞き取り調査、また農業委員として適正であるか否か、そういうことについては何からの形で調査をされたか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えさせていただきます。

今回この農業委員会に関する調査につきましては、これも農業委員会に関する法律第8条第4項の規定によりまして、いずれかの者が該当する場合は委員になることができないということで2項目ございます。

1点は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。2点目として、禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者と。この2項目がございまして、こちらの調査につきましては実施を行っております。

その他の調査については、ございませんでしたので行っておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

この農業委員に選ばれた方たちの行う仕事については、非常に重たい部分があります。簡単な言い方をすると、農振除外等々についてのお願いをしたときに、それを不とするか可とするかということも決める事業の一つであります。お願いをした当事者にとっては、不となるか可となるかによって大きく人生が変わることもあり得るわけでありまして。

私ごとで誠に申し訳ありませんけれども、私が農地を取得したときに農業委員会のメンバーから、かなり手厳しい指摘を受けましたし、また批判も受けました。けれども、権限を持つ県からも、ま

た指導する立場のある市職員からも、ただの一度も指摘を受けたことがないにもかかわらず、嫌な言い方をすれば錨本が気に入らないからということ、かなりきつい批判を受けたわけであります。

人の人生を左右する大事なメンバー構成の中において、地域の方たち、また同業である農業従事者から批判の出ている方を、執行部として何の調査もなく今回19名の中に推薦という形で入れてきたことにおいて、執行部の責任はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

先ほども申し上げさせていただいたとおり、今回は募集を行いまして定員19名に対して19名の方が、今回推薦、もしくは公募等によりまして手を挙げられております。本来、例えば19名を超える場合につきましては、農業委員会の選考委員会等に諮り19名を選ぶわけなんですけれども、今回につきましてはこの19名という形で推薦・公募もございましたので、あくまでも各団体等の推薦等もございましたので、今回この19名につきまして上程をさせていただいたということでございます。

先ほど議員がおっしゃいますように、例えば農業に関する、中には非常に農業に関してできていないというようなお言葉もいただきましたので、もしこの任命を受けられましたときには、総会等の場におきましてもしっかりと説明等はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大西徳三郎君）

よろしいですか。

それでは、順次、進めていきたいと思えます。

先ほど言いましたように、後藤壽太郎君に対する質疑を行いますということで質疑をいただきました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより後藤壽太郎君について採決します。

後藤壽太郎氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、後藤壽太郎君の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより谷口時康氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより谷口時康氏について採決します。

谷口時康氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、谷口時康氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより山田豊樹氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

この方は、冒頭にも質問したように農業認定者であります。この方においては、お父様は元議員であったと聞いております。その後で、息子さんが今ヤマダライスという会社を起こして認定農業者となっているということでもありますけれども、この方については、同業者である同じ農業委員会の方たちからも相当きつい農業に対する態度についてはいかがかという声が聞こえております。

この方について、どのような形で推薦をされたのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

高木産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

すみません。ただいま手元に書類のほうを持っていなくて申し訳ないんですけれども、推薦であったのか自分で申込みかというのは、ちょっと今のところ手持ち資料がなく申し訳ございません。

ただし、この山田豊樹氏ですけれども、あくまで認定農業者、特にまた青年登用ということで、

農業委員会に関する法律第8条第7項にもございますので、若者の農業をやっている方も推薦ということがございましたので、今回こういう形で上程のほうをさせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

後からまた名前が上がってくるかと思えますけれども、農業をやっている同じような若者で安藤という方が見えます。これはアグリードという会社を起こしている人であります。この人は非常に農業に対して前向きでもあり、また地域のルールに従って、また農道等々についても小まめに草刈りもし、また水路に対しても自主的に泥上げ等々をしておられます。こういうふうに一生懸命やっている人と、このヤマダライスの方は私のすぐ近くの土地も借りてやっておるわけでありませうけれども、あぜの草刈り等、またお米をやるときに最初に行う代かきということについても、農業者なら誰でも知っていると思われる、ある程度水を入れてから出すほうを止めて、そして代かきをするというのが本来のやり方であるにもかかわらず、水は入れっ放し、出すほうは出しっ放しで代かきをやることによって、泥水が排水路の方に流れて、非常に地域の方から苦情が何度も出ている。それは私のところに直接話も来ている。そういう方であります。

また、議長が勘違いをされて、後藤壽太郎さんのときの質疑応答と勘違いをされているようでもありますけれども、そのときにも指摘をした旧糸貫には糸貫のルールがあるわけでありませう。それに対して、自分だけよければいいという形で水路の入り口を2ところ、3ところ増やすという、このことが産業建設、また農業委員のほうに苦情が来ないとは到底思えません。私のところに何度もそのことについて苦情が来て、役場にも報告してあるけれども、何の手当てもしてもらえないと。だから困ったとって私のところに相談に来ている。

その人が認定農業者となって、また推薦という形で市のほうからこうやって上がってくることについては、今後審議するメンバーにおいて何の根拠もなく、ただ2項目のことに触れていなければそれでよしとして認定することにおいては、とても理解に苦しむところであります。

私も農業を営んでいる人からいろいろな苦情が来て、そして米を作っているのか、麦を作っているのか、草を作っているのか分からない人に対して、ときの会ニュースを通して写真等で紹介をし、そして今ようよう改善をされてきた。真正地域においては、今そういうところが探そうと思っても非常に少なくなってきている。それが農業委員のやるべき姿ではないかと思っている。手本を示してこそ、初めて農業委員会のメンバーとしていろいろなことに参加できるのではないかと思うわけでありませうけれども、残念ながら今回こういう形で苦情の非常に多い方が推薦という形で今出されていることについて、改めてお伺いをいたします。何を根拠に推薦をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

まず、市からの上程はさせていただいておりますけれども、各農業委員のこの方々を推薦する方が、地元の方が推薦をしていただいているということで、そこら辺を踏まえて今回19名の方を上程のほうをさせていただいております。その各個々の認定農業者、もしくは団体、こちらのほうからの推薦内容によって上げさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

この方たちは、他人の土地を借りて農業を業として営んでおられます。人によっては補助金目当てでやっているのではないと言われる方も見えるわけであります。自分の周りの部落の人から推薦があったと。そのような説明でありましたけれども、この方たちは自分の住んでいる地域以外の地域の田地畑も借り受けて農業としておるわけであります。自分の近くだけきれいにして、そうでない地域の草はぼうぼうにする。また、そうでないところの水は自分勝手に取り入れるというようなことを堂々として、また指摘をいただいても直そうとする努力すら見えない人を推薦したということについては、少々びっくりしておるわけであります。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

私は議員として、この人を農業委員として認めることは到底できません。よって、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

この方は、お父様は元議員であり、地域の方からの人望があつて初めてという方だと思っております。その方の息子さんが、お父さんのやり方と変わってくるならいざ知らず、変わらないような段階において農業委員会として参加をしていくことにおいては、本巢市民にとって不利益になることは大いにあつたとしても、利益になることは非常に少ないだろうと思っております。

また、同じ年代の若い後継者が、このやり方で農業認定者として、また農業委員として選ばれるとするなら、私も楽な方向に行こうとして、真面目に農作業をしている人たちの意欲をなくするおそれがありますので、到底この方を認定することについては承服できませんので、議員各位においては本巢市の農業がよりよい農業になるためにも、また隣接する大野町、揖斐川町、北方、瑞穂の

農業を営む人に対して、手本にならないという思いをしておりますので、議員各位においては地域の方たちの声を聞いて、それを反映するのが議員の使命と思っております。要らぬ圧力によって自分の考えを変えるようなことのないように切にお願いをして、反対の討論とさせていただきます。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

私は、山田君を賛成です。

というのは、もともと僕も地元でいろいろお世話になってますし、また家庭の事情も分かっておりますので、ぜひともこの山田君を、私を通してまた話をして、農業委員である立場を重々理解して、今回上げられたものを認めていただきたいと思っております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより山田豊樹氏について採決します。

山田豊樹氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、山田豊樹氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより後藤克幸氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより後藤克幸氏について採決します。

後藤克幸氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、後藤克幸氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより山本茂樹氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより山本茂樹氏について採決します。

山本茂樹氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、山本茂樹氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより川嶋あゆ子氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより川嶋あゆ子氏について採決します。

川嶋あゆ子氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、川嶋あゆ子氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより堀口一平氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより堀口一平氏について採決します。

堀口一平氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、堀口一平氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより高田禮子氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高田禮子氏について採決します。

高田禮子氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、高田禮子氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより高橋祐司氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高橋祐司氏について採決します。

高橋祐司氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、高橋祐司氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより松尾直樹氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより松尾直樹氏について採決します。

松尾直樹氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、松尾直樹氏の委員任命については同意することに決定いたしました。
これより奥村君子氏に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより奥村君子氏について採決します。
奥村君子氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、奥村君子氏の委員任命については同意することに決定いたしました。
これより原田知樹氏に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより原田知樹氏について採決します。
原田知樹氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、原田知樹氏の委員任命については同意することに決定いたしました。
これより片岡道夫氏に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより片岡道夫氏について採決します。
片岡道夫氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、片岡道夫氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより後藤悟氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

後藤悟氏について採決します。

後藤悟氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、後藤悟氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより高橋秀和氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高橋秀和氏について採決します。

高橋秀和氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、高橋秀和氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより木下真奈巳氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより木下真奈巳氏について採決します。

木下真奈巳氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、木下真奈巳氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより安藤重治氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより安藤重治氏について採決します。

安藤重治氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、安藤重治氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより高坂裕氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

この方は、もとすファームの代表というふうに聞いております。過去においては、もとすファームから2人の方が農業委員として参加をしておられましたけれども、今回もとすファームからは、どうも1名のように思われますが、間違いありませんか。お伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えさせていただきます。

先ほど同意をしていただきました木下真奈巳さんですけれども、この方もファームの関係だというふうに伺っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今回質問をするのは、この方が代表になってから、その前は非常に米を作っているのか、麦を作

っているのか分からない。雑草を作っているのかというところも多々見られましたけれども、指摘によって順次そういうところなくなってきた、非常にありがたいなあという思いをしていたわけでありまして、今回またこの人がなってから、どうも前に戻りつつあるような気がしてならないわけでありまして。

また、同業者の中からも非常にそういうことについての疑問符が湧いているというように、苦情が結構届いておるわけでありまして。

こういうことについても、代表という形と、もう一人の方のみで済むかと思うわけでありましてけれども、どうしてこの代表も同じ1つの会社から2人が出ているのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高木産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

すみません。このファームのほうから2人ということなんですけれども、先ほども申し上げておりますとおり、あくまでも推薦、もしくは立候補ということになっております。先ほどの木下さんですけれども、こちらの方は女性登用というのも含めまして、女性のほうが1人でも増えていただければということで、今回推薦等いただいておりますということで、そういう推薦等によりまして今回ファームからは2名の方が、要は募集もしくは推薦で上げてあるというような状況でございます。

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

どうも今の説明を聞いていますと、農業委員会の方はメンバー集めのために、この人がいいとか悪いとか、そういうことは一切関係なしに、早い話が19名集めればいいというような安易な気持ちで提案しているように思えて仕方がないわけでありまして。

先ほども申しましたように、業委員会のメンバーというのは市民の人生を変えるおそれもあるような重要なメンバーであるわけでありまして。ですから、国のほうも今までなかった議会の承認を得よという形で、非常に高い壁を設けているわけでありまして。にもかかわらず、この人がどういう人か、たまたま若いから、たまたまメンバーがいないから女性の人をお願いしたとか、そういうような形で選んでいるような気がしてならない答弁であります。

同じ会社からメンバーが足りない等々の理由で2名も3名も出してくることが許されるとするならば、根性の悪い人間がおれば、1つの会社から過半数以上の推薦を出して、そして過半数以上の賛成の中において、また審議を捻じ曲げることもできることになってしまうわけでありまして。同じ会社におれば、同じような考え方を持たざるを得ないというようなふうになるわけでありまして、こういう人選については非常に同意しかねると思います。

後で反対討論させていただきますので、よろしく願います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

農業委員会の地位というもの、またそれをよしとする市会議員の立場から反対討論に参加をさせていただきます。

私は、今回名前の上がっている高坂裕氏という人はどういう人か知りません。顔も見たこともありません。議員各位の中において、この人はこういう人ですということを知っている人は多分非常に少ないだろうとっております。ただ、執行部から名前が出されたので、訳も分からないけれども、執行部から出してきた人なら何ら問題はないだろうという安易な気持ちから席を立っている人がおるやもしれません。

議員は議員としての責任として選んだ以上、その人が地域から批判をいただく、また同業者から批判をいただいたときに、選んだ責任は議員にもあるということを知覚して、一人一人の責任を持った態度で接していただきたいという思いをしておるわけであります。

冒頭にも申したように、私は高坂裕氏という人を知りません。けれども、もとすファームの事業のやり方については、過去、つい最近、またこの頃という形で、市民の方からいろんな声を聞いておるわけであります。最初悪くて、よくなってきて、やれやれと思ったところ、また悪くなってきた。そういう声を聞く中において、この人が代表と聞きましたので私は反対とするわけであります。

議員各位においても、自分が置かれた立場、責任をよく自覚して、議案に対して責任を持つことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 河村君。

○12番（河村志信君）

鏑本議員より多くの意見をいただきまして、私自身も感じる場所は多くございます。改めて、農業委員会とはという部分を私なりに調べてみました。その主たる使命である農地等の利用の最適化と、農地に関する委員会だというふうに私は理解しました。担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進を中心に、農地法に基づく農地の売買、賃借の許可、農地転用条件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会が市町村に設置されているというふうに書いてございます。

この度の農業委員の私としての判断は、この部分に特化しまして、今後も本巢の農地をこの農業委員会がきちんと管理していただけるというふうに理解しました。その部分で判断をしている部分がございますが、ただ疑問も多くございます。現在、本巢市の農地が砂利採取によりどんどん環境が変わっていると。これが将来、本巢市の農地がどうなっていくか、そういう部分の課題を多く感じますので、今後、私も一議員として農業委員会については、農地の本来の趣旨、委員会の狙いが達成されているのか、守られているのかは、今後は注視したいと思います。

ただ、今回、鏗本委員からもありましたように、農業委員会に全て任せていいものなのか。今回、予算決算委員会で碧南市等を訪れた場合、この農業委員会とは違うかもしれませんが、やはり行政との連携の中で成功している事例を目の当たりにしてきました。そういう意味も含めて、全面100%今回の19名の方に賛同するわけではございませんが、やはり我々議員としても、それから行政の方としても、そういう目で今後見ていただくことを期待して、もとの農業の将来、農地の将来、これも含めた形で、農業委員会の方の選考をされた、推薦された方ということで、私は尊重をして賛成ということで、皆様をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより高坂裕氏について採決します。

高坂裕氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、高坂裕氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

これより守屋康晴氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより守屋康晴氏について採決します。

守屋康晴氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、守屋康晴氏の委員任命については同意することに決定いたしました。

以上で、議案第40号 本巢市農業委員会委員の任命についての審議を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第9 議案第41号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第41号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第41号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

都市公園において、公募設置管理制度による事業者の公募を行うとともに、指定管理制度を導入するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第41号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、議案第41号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案の概要の11ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、2段ロケット方式により条例の一部改正を行わせていただいております。

まず、1の改正趣旨でございますが、（仮称）本巣PA周辺公園の整備に伴い、当該公園の利用者の利便性の向上、にぎわいの創出のため、公募設置管理制度により事業者の公募を行うとともに、当該公園の指定管理制度の導入による効果的かつ効率的な管理運営を行うため、関係規定を整備し、そのほか公園利用の手続等について、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

第1条関係の第10条関係につきましては、工作物を設けない占用の変更申請手続について、条文を整備するものであります。

また、第13条関係では、公園の利活用によるにぎわいの創出のため、その利用方法について見直

しするものであります。

第27条及び第28条関係におきましては、事業者の審査・選定を行う委員会を設置し、公募設置管理制度による公募を行うことにより、公園の効果的かつ効率的な管理運営を行い、当該制度により選定した事業者を（仮称）本巢PA周辺公園の指定管理者として当該公園を一体的に管理するものとして選定するため、条文を整備するものであります。

また、別表第1関係では、公募設置管理制度の導入に伴い、都市公園法第5条による設置管理許可の使用料について条文を整備し、別表第2関係では、公園の利活用の増加を見据え、工作物を設けない占有として一時的に独占して利用する場合の占有料について、条文を整備するものであります。

次に、第2条関係の第27条、第28条、第29条、第30条、第31条関係につきましては、指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者に求める当該業務の管理の基準及び業務の範囲等を定めるものであります。

第32条、第33条、第34条、第35条、別表第3関係では、指定管理者が行う業務のうち、使用料金に係る手続について整備するものであります。

3の適用関係といたしまして、施行期日は、第1条関係は公布の日から、第2条関係は令和6年4月1日でございます。

また、この一部条例改正の施行に伴いまして、本巢市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に公募対象公園施設設置等予定者選定委員会委員を加える条例を行うものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第42号（上程・説明・委員会付託省略）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第42号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第42号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,734万6,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、第2子以降出産祝金支給事業費補助金、社会教育費寄附金、幼稚園費寄附金及び消防署整備費負担金等の新規計上、固定資産税、農業次世代人材投資事業費補助金、消防団員退職報償金及び緊急防災・減災事業債等の増額、並びに公共施設等整備基金繰入金、給食費及び防災基盤整備事業債等の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、マイナンバーカード追記プリンター購入事業として本人確認書類裏書印字システム機器、低所得世帯支援給付金給付事業として低所得世帯支援給付金、新規就農者の定着と経営発展を図るため、機械等の導入に対して補助を行う新規就農者経営発展支援事業補助金及び本巣消防署整備事業に伴う委託料、土地購入費等の新規計上、並びに、市制20周年に伴う樽見鉄道ラッピング事業として委託料、出産祝金支給事業として出産祝金及び消防団員の退職に伴う消防団員退職報償金の増額並びに消防自動車購入事業費に対し、補助金交付決定を受けたことに伴う消防事務委託金の減額でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第42号の補足説明を久富副市長に求めます。

副市長。

○副市長（久富和浩君）

それでは、議案第42号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの19ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,734万6,000円を追加し、総額を229億6,362万円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、継続費の補正をお願いするものでございます。9款1項の消防費に、本巣消防署用地造成事業を追加し、設計管理委託料及び造成工事に係る総額1億117万9,000円を新規計上し、年割額を令和5年度5,246万5,000円、令和6年度4,871万4,000円とするものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

第3表の地方債の補正では、消防債につきまして、常備消防の化学消防車購入事業に対して、緊

急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を受けたことに伴い、財源としていました防災基盤整備事業債4,640万円の減額及び本県消防署整備事業における緊急防災・減災事業債1億6,260万円の増額に伴いまして、補正前の限度額1億5,210万円に1億1,620万円を増額し、補正後の2億6,830万円とするものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。

まず、市税、固定資産税の1目固定資産税439万8,000円につきましては、令和5年度3月20日付で樽見鉄道株式会社の償却資産課税標準額の岐阜県知事配分通知があり、償却資産課税標準額が当初見込みより増えたことにより、固定資産税が増収となったことに伴う増額でございます。

中段の国庫支出金、国庫補助金の1目総務費国庫補助金270万6,000円につきましては、マイナンバーカード追記プリンター購入に対する個人番号カード交付事務費補助金204万6,000円の増額及び地域での女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するために実施する事業の財源として、令和5年4月1日付で内示を受けました地域女性活躍推進交付金66万円を新規計上するものでございます。

1つ飛びまして、6目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,998万4,000円につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を行うために新規計上するもので、本市におきましては2つの事業に充当するものでございます。

次に、下段の県支出金、県補助金、2目民生費県補助金1,077万2,000円につきましては、岐阜県の少子化対策事業として第2子以降の出生に対する祝い金を支給する第2子以降出産祝金支給事業費補助金の事業に対する補助金の新規計上でございます。

その下の4目農林水産業費県補助金538万7,000円につきましては、新規就農者の定着と経営発展を図るための機械等の導入に対する農業次世代人材投資事業費補助金458万7,000円の増額及び新規就農から5年経過したものの、経営継続と経営安定に必要な施設修繕費に対する新規就農・経営安定支援事業費補助金80万円を新規計上するものでございます。

10ページをお開き願います。

2段目の寄附金の5目教育費寄附金700万円につきましては、青少年育成事業に対する社会教育費寄附金200万円及び弾正幼稚園整備事業に対する幼稚園費寄附金500万円の新規計上でございます。

3段目の繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金2,000万円の減額につきましては、財源調整による繰入金の減額でございます。

その下の2目公共施設等整備基金繰入金500万円の減額につきましては、幼稚園費寄附金による繰入金の新規計上に伴う減額でございます。

下段の諸収入、雑入の4目給食事業収入1億1,173万7,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰に伴います子育て世帯の負担軽減を図るため、令和5年6月分から令和6年3月分の給食費を免除する、その免除期間の給食事業収入の減額でございます。

11ページをお開き願います。

上段の諸収入、雑入の7目雑入1,550万6,000円につきましては、消防団員12名分の退職報償金350万7,000円を消防団員公務災害補償等共済基金から受け入れるものでございまして、歳出の消防費におきましても同額を計上させていただいております。

また、消防署整備費負担金1,199万9,000円につきましては、本巢消防署整備事業費のうち本署機能分に係ります北方町負担分32.5%分の負担金の新規計上でございます。

下段の市債の3目消防債1億1,620万円につきましては、地方債の補正のところで御説明申し上げました防災基盤整備事業債の減額と緊急防災・減災事業債の増額でございます。

次に、12ページを御覧願います。

歳出の事項別明細書でございます。

まず、議会費をはじめといたしまして各項目に計上しております職員給与費等につきましては、本年4月1日付の人事異動等に伴う会計年度任用職員を含めました一般職員及び特別職に係る報酬、給料、職員手当等共済費及び旅費の補正をお願いするものでございまして、予算書の24ページ以降に給与費明細書といたしまして集計したものがございますので、改めて御覧いただければと思います。

それでは、給与費以外の主な補正につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの22ページの次のページにございます補正予算の概要の3ページを御覧願います。

総務費の一般管理費439万8,000円につきましては、令和4年中に樽見鉄道が主要地方道岐阜関ヶ原線の高架橋を償却資産として取得し、岐阜県知事が配分した課税標準額が増額となりました。それを基に本市が課税した樽見鉄道の固定資産税の増額分同額を3市2町で構成いたします樽見鉄道連絡協議会の取決め事項により、樽見鉄道補助金として増額とするものでございます。

その4行下、企画費748万6,000円につきましては、市制20周年を迎えるに当たり、オール本巢で祝うとともに、本巢市の魅力を市内外に効果的に発信するため、樽見鉄道の車両に記念ラッピングを施す事業費の新規計上でございます。

その3行下の戸籍住民基本台帳費183万1,000円につきましては、歳入で申し上げました個人番号カード交付事務費補助金を活用したマイナンバーカード追記プリンター購入に伴う新規計上でございます。

次に、4ページをお開き願います。

一番上、民生費の低所得世帯支援給付金給付費8,622万5,000円につきましては、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯の生活を支援するため、1世帯当たり3万円を給付する低所得世帯支援給付金8,100万円とその事務費を合わせた8,622万5,000円の新規計上でございまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

その下の児童福祉総務費1,878万1,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました岐阜県の第2子以降出産祝金支給事業費補助金を活用し、第2子以降の出生に対し児童1人当たり10万円の

出産祝金を支給する事業に加え、市単独事業として第1子にも児童1人当たり10万円の出産祝金を支給する事業費の新規計上でございます。

その4行下の生活保護総務費250万6,000円につきましては、今年10月の生活保護基準見直しに伴いまして、必要となる生活保護システム改修費の増額でございます。

次に、農林水産業費の2段目、農業振興費538万7,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました新規就農から5年経過したものの、経営継続と経営安定に必要な施設修繕費に対して補助を行う新規就農者経営安定支援事業費補助金80万円及び新規就農者の定着と経営発展を図るための機械等の導入に対して補助を行う新規就農者経営発展支援事業補助金458万7,000円の新規計上でございます。

5ページをお開き願います。

消防費の1行目、常備消防費1,925万2,000円の減額につきましては、地方債の補正でも御説明申し上げましたが、常備消防の化学消防車購入事業について、その財源の一部となります消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を受けましたことから、岐阜市への消防事務委託金を減額するものでございます。

その下、非常備消防費350万7,000円につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、退職消防団員12名分に係る退職報償金の増額でございます。

その下、消防施設費1億7,560万4,000円につきましては、本巢消防署整備事業の実施に伴う委託料、造成工事及び土地購入費などの新規計上でございます。

次に、教育費の4行目、小学校費21万5,000円につきましては、岐阜県の清流の国ぎふふるさと魅力体験事業に根尾学園と外山小学校が実施校として決定されたことに伴い、ふるさと魅力体験事業委託金を活用し、ふるさと教育の一環として県有施設の見学等を行うふるさと魅力体験事業のための費用の新規計上でございます。

6ページをお開き願います。

教育費の2行目、青少年育成費200万6,000円につきましては、前市議会議員の故上谷政明氏の御遺族により御寄附いただきました社会教育費寄附金200万円について、青少年育成啓発活動に活用するための経費の新規計上でございます。

教育費の下から2段目、学校給食センター費319万1,000円の減額につきましては、物価高騰に伴う子育て世帯の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、給食費の減免を行うことにより、不要となります第3子以降給食費補助金の減額でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおり、それぞれの所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありません

んか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議があるということですので、起立によって採決をいたします。

〔「暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

鏑本議員が先ほど異議ありということをおっしゃいましたが、それは取り消す。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

撤回をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

では、異議なしということで、それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思いますということで、これに異議なしということでよろしいですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第42号は委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定いたしました。

日程第11 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月12日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

これにて散会します。

午前11時42分 散会

